

## 維持寄付金・目的寄付金について

「寄付のお願い」に掲載してあります「維持寄付」と「目的寄付」についての規定は下記のとおりです。皆様の絶大なるご協力をお願いいたします。

1. 寄付金の種類を次の3種類とする。
  - (1) 学生支援を目的とする「目的寄付」

長い目で見た同窓会離れを防ぐ方策は、学生支援をこれまで以上に強化することと考えます。この観点から学生支援を目的とする寄付を「目的寄付」と規定する。

学生支援の主な内容：

寄付講義の提供、大学祭、大阪府立大学定期戦、成績優良者表彰、スポーツ・文化活動賞およびファイティングスピリット賞

平成25年度に「プロジェクト奨励賞」を新設

\*将来的には海外留学補助制度、成績優秀者への奨学金の提供等へ発展させたいと考えています。
  - (2) 目的を定めない一般的な寄付「維持寄付」

学生支援を目的とする寄付以外の同窓会活動に対する一般的な寄付です。
  - (3) 終身会費を納入して10年以上経過した終身会員への寄付の依頼「維持寄付」

終身会費を納めて10年を経過した皆様に3年に1回5千円の寄付をお願いすることになりました。
2. 特別会計の創設  
寄付金全体を「特別会計」として一般会計とは別に管理します。寄付の目標額は 9期は「目的寄付」3百万円「維持寄付」2百万円 と設定いたしました。
3. その他  
目的寄付は、すべての会員の皆様に毎年お願いする「寄付」ですので、終身会員の皆様におかれましては、1-(3)にかかわらず、これまで以上のご協力をお願いいたします。同窓会の趣旨をご理解いただきご協力のほど何とぞよろしくお願いいたします。

(1)【目的寄付】、(2)【維持寄付】、(3)【終身会費納入後10年を経過した会員へ3年毎にお願いする5千円の寄付】のお振込の際には、会報に同封いたしました「郵便振替払込票」をご利用ください。この郵便振替払込票は全ての会員にお送りいたしますので、お近くの郵便局からの振り込みにご利用ください。

ご寄付の振り込みの際は、払込票通信欄に、ご寄付の種類を必ず明記してください。明記されていない場合は、「維持寄付」とさせていただきます。

### 評議員への立候補をお願いします

同窓会の運営の中心である「評議員」を募集します。平成25年12月の評議員会で、今期の評議員の任期は終了します。同窓会規約18条1項4号に、任期は4年、再任は妨げないと規定しています。現在の評議員200名の方々には、再任のお願い状を発送します。多くの同窓生の皆さま、特に若い方々（首都大学東京を卒業された同窓生）のご参加をお願いします。事務局までご連絡を。

ここに、新たに評議員をお願いした方々をご紹介します。

津國 有里子	都立大	法学	法律	46期
広瀬 省蔵	都立大	工学	建築	22期
		法学	法律	27期

### 記事の訂正とお詫び

□TMU8号に次の誤りがございました。

○9頁「同窓生はいま」の近藤忠孝氏の略歴中、衆議院議院は誤記で、正しくは参議院議員です。深くお詫び申し上げます。

○30頁「寄付金受領のお礼」の寄付者名簿に左記の方のお名前が洩れておりました。

澤井 泰（都7期・法学）

ここに名前を記し、深くお詫び申し上げます。また、このほかにお名前が洩れた方がおられましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。□臨時会報7号の新役員紹介の理事名に誤記がありました。

岡田 元浩（都3期・機械）

ここに正しいお名前を記し、深くお詫び申し上げます。